

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画

令和8年5月1日から令和9年4月30日まで

(法人の名称) 株式会社ヤグラモン

1 事業実施の方針

「福岡県住宅供給公社」との協働にて「国土交通省 高齢者・障がい者・子育て世代に優しい居住安定促進事業」に選定された福岡県モデルと呼ばれる「団地再生～小笹まちづくり」を平成28年7月より令和7年10月まで公的住宅を使ったよう配慮者向けの居住支援事業を実施してまいりました。民間の集合住宅を借り上げてのサブリース住宅の提供とその後の地域定着支援を行ってまいります。入居までの相談援助での「地域移行支援」。その後に生活を安定させるためには孤立した生活とならないように、一緒にサポートしながら地域との関わりをもつように支援していきます。定期訪問による生活相談業務は、日常の生活の中での疑問や不安の解消の糸口になり、本人が見えていない課題への気づきを促すことで、地域活動へと導くような地域定着支援につとめます

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし 0人	0
法第62条第二号に掲げる業務	①住まい探しに係る相談 ②不動産店への同行による入居支援 ③サブリースによる物件提供 家賃(月3万6000円～8万円) ※生活保護受給者は住宅扶助の範囲内の金額	福岡市, 春日市, 大野城市, 筑紫野市那珂川市	2人	住宅確保要配慮者 全般①50人 ②20人 ③生活困窮者 10人 障がい者 10人	①② 4,000 ② 1,000
法第62条第三号に掲げる業務	①定期的な訪問による見守り 訪問ごとに3,000円 ※別途弊社規定による交通費 ②家事・買い物など日常生活支援 具体的な依頼内容に応じて料金が決定	福岡市, 春日市, 大野城市, 筑紫野市那珂川市	2人	①住宅確保要配慮者全般 20人 ②住宅確保要配慮者全般 20人	3,000

法第62条第四号に掲げる業務	保護司・行政相談委員向け居住支援法人制度説明会	福岡市	1人	博多保護区保護司50人 福岡県行政相談委員協議会福岡支部28人	1,000
法第62条第五号に掲げる業務	該当なし	該当なし	0人	該当なし	0
法第62条第六号に掲げる業務	残置物処理等業務に付随する業務	福岡市, 春日市, 大野城市, 筑紫野市那珂川市	1人	該当なし住宅確保要配慮者全般5人	1,000

<p>連携内容①</p> <p>地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県住宅確保要配慮者居住支援法人連絡協議会へ参加
<p>連携内容②</p> <p>要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 居住支援活動について理解を得られた不動産業者と連携し、サブリース用の物件提供を依頼する 博多区保護司会と連携し、出所者の自立先の調整・確保や緊急連絡先の引き受けを行う
<p>人材育成</p> <p>支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全国居住支援法人協議会主催の国土交通省令和8年度居住支援研修会に参加 福岡市内に在る居住支援法人6社で形成する「居住支援ネットワークふくおか」（主宰ヤグラモン）にて職員研修会を実施